

社会保険手続における電子申請の推進について

平成 20 年 3 月 4 日 年金業務・組織再生会議 事務局

1. 電子申請の推進に関する関係者の主な指摘事項

	現状に対する問題点など	電子申請の普及に向けた要望・提案
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○年金の電子申請を、そもそも事業所側がよく知らない。PR不足である。 ○社会保険事務所の職員自身が、電子申請のことをよく理解していないため、相談しても的確に対応できない。そのため、何かあったときに適切な対応ができるか不安がある（届書をFDで提出した際も対応できずに、紙で提出した）。 ○電子申請を行った際に、平易に説明したものがなく、何をしたらいいのかよく分からなかった。 ○社会保険事務所からFDによる届出を求められるが、個人情報の管理の点で不安がある。 ○電子申請とは別に添付書類を送付しなければならないため、事務の省力化につながらない。 ○届出契機が同一である届書（例えば、従業員を新規採用した時における資格取得届と被扶養者届）について提出手続に違いがあるため、電子申請をすることによりかえって事務処理の手間がかかってしまう（参考2）。 ○自社システムへの電子申請ソフトの組込みは、コスト的にそれほど大きな問題ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○届書手続に関する窓口である社会保険事務所が、電子申請に的確に対応できるようにしてほしい。 ○ホームページやパンフレットなどで、手続を分かり易く説明してほしい。 ○電子申請の普及のためには、事務手続の簡素化が効果的と考える。 <ul style="list-style-type: none"> ①添付書類は、できるだけ省略してほしい（特に被扶養者届関係）。 ②届出契機が同一の届書については、提出手続の統一化をしてほしい。
社会保険労務士会	<ul style="list-style-type: none"> ○提出代行（社会保険労務士経由の電子申請）を行う際のセキュリティ手続（電子署名など）が煩瑣なため、紙で提出するより手間がかかってしまう。 ○電子申請とは別に添付書類を送付しなければならず、かえって事務処理が煩瑣になっている。 ○届出契機が同一である届書の提出手続に違いがあるため、電子申請をしたために、かえって事務処理の手間がかかっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○提出代行の場合には、すべての場合に事業所の電子証明書の添付を省略してほしい。また、社会保険労務士の電子署名だけで、電子申請ができるようにしてほしい。 <ul style="list-style-type: none"> ①提出代行で事業所の電子認証を省略できるのは、磁気媒体届書作成プログラムを利用した6手続に限定 ②提出代行の場合には、別途に事業所のID及びパスワードの取得が必要 ○提出代行では、添付書類の省略を大幅に認めてほしい。 ○届出契機が同一である届書については、提出手続の統一化をしてほしい。
システム開発業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ほとんどの開業社会保険労務士は、システムで業務を処理している。 ○システム仕様や制度改正などに関する社会保険庁からの情報提供が不足しているため、システムに電子申請ソフトを組み込むことに不安がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保険庁の担当部署と、意見交換や必要な情報を前広に提供してもらえる場を作ってほしい。

2. 1. を踏まえた電子申請の推進に関する具体的方策（提案素案）

社会保険庁自身の推進体制の整備

- 本庁に対策チームを設置、社会保険事務所に電子申請に関する窓口対応者を配するなど、全庁的な推進体制の整備
- 普及に向けた具体的な行動計画の策定、取組結果を評価するための利用状況を定期的に公表

分かりやすく、使いやすいシステムづくり

- 市販ソフトの開発業者と意見交換や情報提供を密に行い、より使いやすいシステムを提供（例えば、システム連絡協議会を設置）
- 分かりやすいサポート体制（ユーザーからの声をシステムに反映）や社会保険庁ホームページの充実（例えば、申請手続に関する分かりやすい説明、Q & Aなど）

手続の簡素化

- 届出契機が同一の届書については、可能な限り提出手続を統一化（同じ手続で電子申請ができるようにする）
- 添付書類は真に必要なものに限定するとともに、社会保険労務士による提出代行においては、省略できるもの大幅に拡大
- 社会保険労務士による提出代行において、一部の届書についてのみ認めている事業所の電子証明書の添付省略を、すべての届書に拡大

社会保険労務士の提出代行による電子申請の促進

- 社会保険労務士による提出代行において、本人の電子証明書の添付省略や添付書類の大幅な省略（再掲）
- 社会保険庁から社会保険労務士会や個別の社会保険労務士に対する、積極的な利用促進に関する協力要請

(参考 1) 電子申請の推進方策について国税との比較検討を行う際の留意点

年金は事業所をターゲットにした利用促進策が効果的・・・税金は事業所のみならず、広く個人一般がターゲット

- 個人(国民年金)からの届出は、提出先は市町村経由であり、また給付申請は一生に1回(国税は毎年申告)
- 事業所(厚生年金)は、大量反復的に届出が発生。そのため、事業所における利用促進が効果的
- 個人を対象とする e-Tax では経済的インセンティブが効果的。事業所を対象とする電子申請では、事務手続の簡素化が効果的

年金は、一度に多種類の届書を提出・・・税金は基本的に申告書のみ

- 同一契機で多種類の届書を提出する場合があるため、提出手続の統一などの整備を行わないと、電子申請により、かえって事務が煩瑣化

年金は、事業所が自ら行う届出が相当数・・・税金は税理士経由が大半

- 法人事業所の社会保険労務士の関与率は約4割(税理士の関与率は約9割)
- 事業所が使う給与システムが、電子申請に対応していることが重要(システム開発業者との協力体制)

国税庁における e-Tax の普及のための取組施策

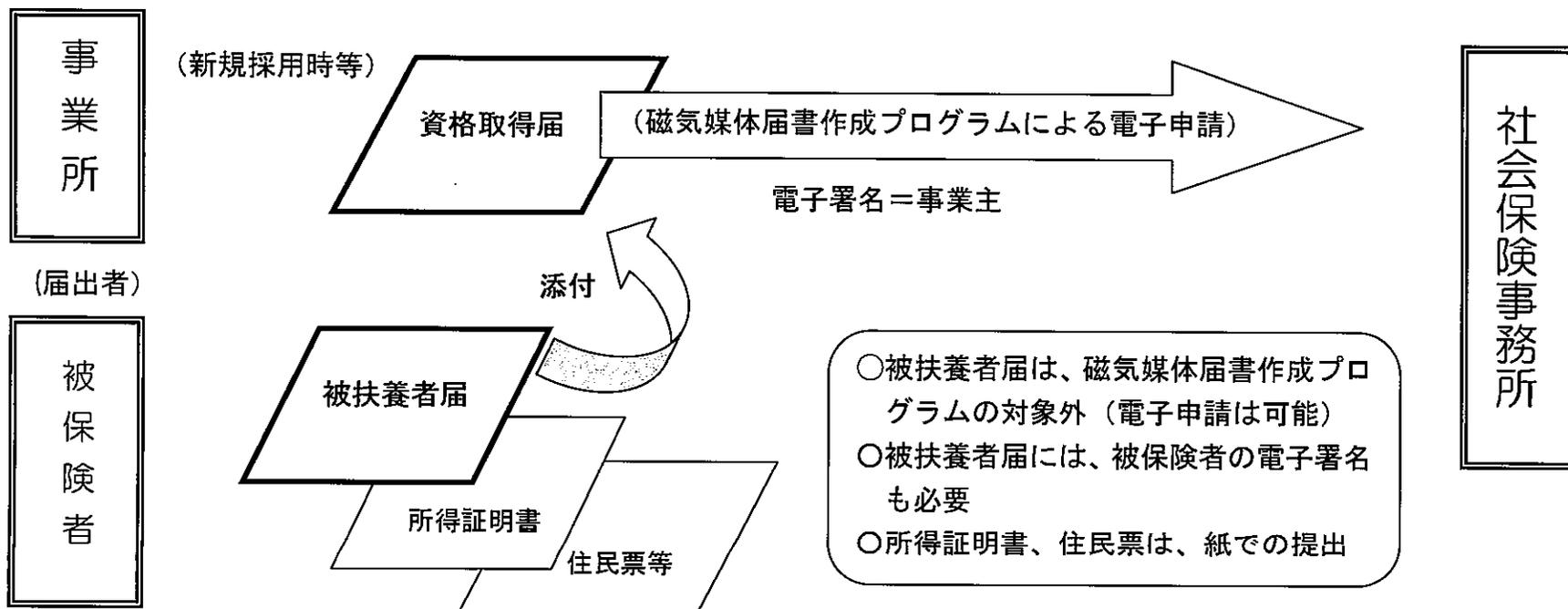
- 利便性の向上・・・使いやすいシステムの提供(システム開発業者への情報提供、e-Tax ホームページ(確定申告書等作成コーナー)の改善
確定申告における第三者作成書類の提出省略
- 個人一般に向けたインセンティブ(電子認証普及のための5,000円の税額控除)
- 積極的な広報/利用勧奨活動・・・税理士会による数値目標、e-Tax ホームページの情報提供

(参考2) 被保険者資格取得届に添付する被扶養者に関する届出について

被扶養者に関する届出

- 被保険者の家族を被扶養者とする場合には、事業主を経由して提出する（健康保険法施行規則第38条1項）
 - ・ 提出者は被保険者であるため、電子申請を行う場合には、被保険者の電子署名が必要
 - ・ 扶養の事実を把握するため、被扶養者の属性に応じた住民票や所得証明などの添付が必要

- これらの添付書類は、社会保険労務士による提出代行の場合であっても省略できない



(参考3)

日本年金機構の「外部委託の推進についての基本的な考え方」について（中間整理）

（2007年12月27日 年金業務・組織再生会議）

—抜 粋—

6 外部委託契約のあり方など外部委託推進に当たって留意すべき事項

- 業務効率化と業務品質の向上を図る観点から、電子申請の利用を促進するための取組を積極的に推進することが強く求められる。電子申請の利用が促進されれば、各種届書類の受付やOCRによる読取り情報の確認・補正作業に関する委託業務の大幅な削減が見込まれることから、コスト削減を図ることが可能となる。また、年金記録システムへの入力誤りなどの発生を防ぐことも可能となるなど、そのメリットは極めて大きなものがあると考えられる。現在、電子申請の普及率は極めて低調であるが、電子申請を行うことについてのインセンティブが働く仕組みを設けることや、利用者が申請しやすい使い勝手のよいシステムに改善していくなど、電子申請を強力に推進する方策を早急に検討し、具体化することが必要である。